

日本政策金融公庫 国民生活事業(生活衛生貸付) 主要利率一覧表				
(会社及び個人)		(適用日: 令和7年5月1日・年利: 9%)		
		融資の種類	利率(注1)	
一般貸付	設備資金	下記以外の設備資金	基準利率 1.60 ～ 4.00 9%	
		省エネルギー設備	特別利率A 1.20 ～ 2.80 9%	
			特別利率B 0.95 ～ 2.95 9%	
		衛生設備	特別利率C 0.85 ～ 2.30 9%	
		観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率A 1.20 ～ 3.60 9%	
			特別利率B 0.95 ～ 3.35 9%	
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率B 0.95 ～ 3.35 9%	
		特例貸付	福祉増進資金 防災・環境対策資金	基準利率 1.60 ～ 4.00 9%
				特別利率B 0.95 ～ 3.35 9%
				特別利率C 0.85 ～ 2.70 9%
	生活衛生新企業育成資金(注2)		基準利率 1.60 ～ 3.60 9%	
			特別利率A 1.20 ～ 3.20 9%	
	振興事業	設備資金	生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金	特別利率B 0.95 ～ 2.95 9%
				特別利率C 0.85 ～ 2.70 9%
				基準利率 1.60 ～ 3.60 9%
			特別利率A 1.20 ～ 3.20 9%	
			特別利率B 0.95 ～ 2.95 9%	
		特例貸付	一般公衆浴場施設・設備	特別利率E 0.85 ～ 2.60 9%
			振興事業施設のうち特定設備(注3)	特別利率C 0.85 ～ 2.70 9%
省エネルギー設備			特別利率A 1.20 ～ 3.20 9%	
特別利率B 0.95 ～ 2.95 9%				
振興事業	設備資金	衛生設備(注3)	特別利率C 0.85 ～ 2.70 9%	
		観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率A 1.20 ～ 3.20 9%	
			特別利率B 0.95 ～ 2.95 9%	
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率J 0.70 ～ 2.85 9%	
		振興事業施設のうち上記以外のもの	基準利率 1.60 ～ 3.60 9%	
		特例貸付	福祉増進資金(注3) 防災・環境対策資金	特別利率B 0.85 ～ 3.35 9%
				特別利率C 0.85 ～ 3.10 9%
			生活衛生新企業育成資金(注2、3)	基準利率 1.60 ～ 3.60 9%
			生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注3)	特別利率A 1.20 ～ 3.20 9%
				特別利率B 0.95 ～ 2.95 9%
	業務貸付	設備資金	特別利率C 0.85 ～ 2.70 9%	
			振興計画に従って営業を営むのに必要な資金(注3)	基準利率 1.60 ～ 2.80 9%
			標準営業約款登録営業者にかかる資金(注3)	特別利率A 1.20 ～ 2.40 9%
			キャッシュレス決済対応に必要な資金	特別利率A 1.20 ～ 2.40 9%
			観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率A 1.20 ～ 2.40 9%
		特例貸付	特別利率B 0.95 ～ 2.15 9%	
			訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率B 0.95 ～ 2.15 9%
			生活衛生新企業育成資金(注3)	基準利率 1.60 ～ 3.00 9%
				特別利率A 1.20 ～ 2.60 9%
振興事業	設備資金	特別利率B 0.95 ～ 2.35 9%		
		特別利率C 0.85 ～ 2.10 9%		
		基準利率 1.60 ～ 3.00 9%		
		生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注3)	特別利率A 1.20 ～ 2.60 9%	
			特別利率B 0.95 ～ 2.35 9%	
		防災・環境対策資金	基準利率 1.60 ～ 2.80 9%	
			特別利率A 1.20 ～ 2.40 9%	
		生活衛生セーフティネット貸付〔経営環境変化対応資金〕	基準利率 1.60 ～ 2.80 9%	
			特別貸付Q 1.20 ～ 2.50 9%	
		生活衛生セーフティネット貸付〔危機対応後経営安定資金〕	基準利率 1.60 ～ 3.60 9%	
	振興事業	設備資金	特別利率A 1.20 ～ 3.20 9%	
			特別利率B 0.95 ～ 2.95 9%	
			特別利率C 0.85 ～ 2.70 9%	
			生活衛生企業再生貸付	特別利率F 1.70 9%
			生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(注4)	基準利率(注5) 1.70 ～ 3.00 9%
		災害貸付	東日本大震災復興特別貸付〔震災直接被害関連・震災間接被害関連〕(注6)	基準利率 1.60 ～ 2.80 9%
				特別利率R 1.40 ～ 2.70 9%
			東日本大震災復興特別貸付〔震災セーフティネット関連〕	特別利率N 1.30 ～ 2.60 9%
				特別利率U 1.10 ～ 2.40 9%
令和2年7月豪雨特別貸付〔直接被害者・間接被害者〕(注6)		1.70～3.00% (直接被害者:当初3年間1.0%)		
令和2年7月豪雨特別貸付〔セーフティネット関連〕		基準利率 1.60 ～ 3.30 9%		
令和6年熊谷半島地震特別貸付〔直接被害者・間接被害者〕(注6)		1.70～3.00% (直接被害者:当初3年間1.0%)		
令和6年熊谷半島地震特別貸付〔セーフティネット関連〕		基準利率 1.60 ～ 3.30 9%		
接続支援資本強化特別貸付(注7)		0.50～3.95%		

- ※ 使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
- (注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。
- (注2) 他に、東日本大震災にかかる拡充措置(被災者創業・被災地創業)がございます。
- (注3) 生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の確認を受けた方が、事業計画に基づき取組みを行う方が必要とする資金については、通常適用される利率より0.15%(生産性向上に資する計画)に引き上げられます(一部、ご利用いただけない場合がございます)。
- (注4) 他に、東日本大震災、令和2年7月豪雨及び令和6年熊谷半島地震等に伴う拡充措置がございます。
- (注5) 適用する貸付制度に定める貸付利率が、基準利率以上の場合は、当該貸付利率が適用されます。特貸貸付に該当する場合は、貸付後3年間、基準利率より0.9%低い利率でご利用いただけます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
- (注6) 適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付及び令和6年熊谷半島地震特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
- (注7) 貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。
- ※1 創業支援貸付利率特例制度を適用する場合は、通常適用される利率より0.65%(雇用の拡大を図る場合は0.80%)低い利率でご利用いただけます。
 - ※2 設備資金貸付利率特例制度(東日本版)を適用する場合は、通常適用される利率より全期間0.50%低い利率でご利用いただけます。
 - ※3 貸上げ貸付利率特例制度を適用する場合は、通常適用される利率より貸付後2年間0.50%低い利率でご利用いただけます。